

東京都子供・子育て会議
全体会議（第24回）
議事録

日時 令和4年10月27日（木）10時00分～11時51分

場所 東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

次第

1 開 会

2 検討事項

○ 東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）の中間見直しについて

3 報告事項

○ 子供の意見を聴く取組について

4 閉 会

出席委員

山本会長、河邊副会長、湯澤副会長、東委員、安部委員、岩崎委員、内野委員、
尾崎委員、城所委員、今野委員、志村委員、成川委員、貫名委員、二葉委員、
松原委員、村田委員、矢島委員、山下委員、吉田委員
大串専門委員、片岡専門委員、川上専門委員、鈴木専門委員

配付資料

資料1	東京都子供・子育て会議委員名簿
資料2	東京都子供・子育て会議行政側名簿
資料3	中間見直しの方針について
資料4	計画事業の追加・見直しについて
資料5	中間見直し版に盛り込む具体的な取組について
資料6	子供の意見を聴く取組について

委員提出資料

開 会

午前10時00分

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 皆様、おはようございます。
事務局を務めます小林です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第24回「東京都子供・子育て会議」を開催いたします。本日は、お忙しいところお集まりいただきましてどうもありがとうございます。

まず、事前に御送付してあります資料の御確認をお願いいたします。

まず資料1枚目、次第に配付資料の一覧を記載しています。資料は1から6まで、それから委員提出資料を2ついただいているところです。

それから、この会議は公開となっています。傍聴の方や報道関係者もいらっしゃるほか、配付資料、議事録につきましては、後日ホームページで公開することを申し添えます。

また、御発言の際は前にありますマイクスタンドのボタンを押していただくようお願いいたします。

本日の会議は、オンラインで参加される委員が6名いらっしゃいます。御発言の際以外は、マイクは常にオフとしていただくようお願いをいたします。

オンラインで参加される方が御発言を希望される際はアイコンにより挙手いただきまして、その後、進行役から指名をいたしますので、マイクのアイコンをクリックして、マイクが光った表示になったことを確認の上、発言をお願いいたします。

発言が終わりましたら、こちらに御参加の委員につきましてはマイクをオフにするとともに、オンラインで参加の委員の方につきましてもパソコン上のマイクをオフにいたしまして、そして挙手のアイコンをもう一度クリックをして、必ず画面上の表示でも手を下げていただくように御協力いただけますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出欠状況ですけれども、青木委員、小野委員、久芳委員、高橋委員、師岡委員、八木委員は所用により御欠席です。専門委員を含む委員29名中、現時点で23名の御出席をいただいていますので、定足数を満たしていますことを御報告いたします。

それでは、この後の議事は山本会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本会長 皆さん、おはようございます。第24回の「東京都子供・子育て会議」を開催したいと思っております。

本日の次第に沿いまして議事を進行させていただきます。本日、検討事項は1件となっています。

まず、はじめに「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）の中間見直しについて」ということとなります。まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、資料の説明をさせていただきます。

御説明させていただく資料ですけれども、まず資料3を御覧ください。資料3から資料5、それから委員提出資料につきましてまとめて私のほうから先に御説明をさせていただければと思っています。

それでは、まず資料3、A4の横になっていますけれども、「「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」中間見直しの方針について」という資料を御覧ください。この資料は、前回お示しした見直しの方針案につきまして、委員の皆様方からいただきました御意見を踏まえ、加筆修正をしたものです。本日は、前回から加筆修正した箇所について御説明をさせていただきたいと思います。

おめぐりいただきまして、見直しの視点のところです。

「5. その他」のところの1つ目の○ですが、改正児童福祉法の内容に児童相談所が関わる子供の意見表明の反映について追加をいたしました。

それから、次の○ですけれども、令和3年9月に施行されました医療的ケア児支援法の内容を反映することを追加いたしました。

また、最後の○ですけれども、都が今年度内を目途に策定する「こども未来アクション」との整合を図ることも追加をいたしました。

次のページを御覧ください。こちらの計画の策定、それから第1章につきましては、変更点はございません。

その次の3ページ目、第2章になります。「第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況」、ここは図表で現状を説明しているところになりますけれども、この表の右側の追加・修正点を御覧ください。項目番号1番の(5)(6)、項目番号2番の(5)につきましては、コロナ禍における状況を分析するというので御覧の図表を追加することといたしています。

次の4ページ目、第3章です。こちらは「子供・子育て支援施策の具体的な展開」となっているものです。主に追加・修正点の欄を御説明させていただきますけれども、各目標における追加・修正点に対応する取組として「★」印をつけた項目が記載されているかと思います。

この「★」印をつけた事業を実施していくということで記載を追加したいと思いますが、この個々の事業につきましては本日この後、資料5のほうで説明をさせていただきたいと思います。

この「★」印をつけている事業が加わっているという以外の変更点ですけれども、それにつきましてはまず先ほどの見直しの視点のところでも取り上げました医療的ケア児支援法の施行を踏まえた部分です。

目標2と目標3の保育、学童クラブに対する取組に「医療的ケア児支援法の施行を踏まえた取組」を追加していますほか、次のページ、目標4のところの「7 障害者施策の充実」にも本件に係る記載を追加いたしました。

また、目標4の「5 社会的養護体制の充実」に、児童福祉法の改正を踏まえた子供の意見表明の支援を追加いたしましたほか、6番のところで「ひとり親家庭の自立支援の推進」に「コロナ禍で雇用が不安定となったひとり親に対する支援」を追加しています。

続きまして、次の6ページ、「第6章 計画事業」のところです。

1の「計画事業一覧」のところで、計画事業の見直し、それから追加といたしまして、第2期計画の363の計画事業を見直しまして、計画策定後に開始いたしました33の事業を追加、21の事業を終了や統合により、それを反映させています。

それから、2番の「目標を掲げている取組」につきましては、3事業につきまして新たに目標を追加いたしました。

このそれぞれの事業、全ての事業が何かということは本日説明を割愛させていただきますけれども、資料4のほうに一覧をつけていますのでそちらを御覧いただければと思います。

続きまして資料4ですけれども、見方といたしまして、これは全部一覧で載せているものですが、この表の左から3番目のところに「中間見直し事業（案）」という欄があります。こちらにどのような見直しを行ったのか、「◆」が新規、「○」が既存の変更、「△」が終了、「－」が変更なしというふうになっていますので、御覧いただくときにこちらを御参照いただければと考えています。

続きまして、資料5が先ほどの「★」印の事業というふうに御説明をさせていただいたところですが、こちらにつきましては各事業の所管課長から御説明をさせていただければと思います。資料の順に御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉川福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 それでは、資料5の1ページ目です。私、少子社会対策部家庭支援課長の吉川と申します。よろしくお願いいたします。

まず1ページ目、「とうきょう子育て応援パートナー制度について」です。御承知おきのとおり、児童福祉法の改正により、区市町村の子育て支援部門と母子保健部門が一体となった「こども家庭センター」を令和6年度に創設することが定められました。

都といたしましては、都は全ての子育て家庭の状況を妊娠期から把握し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を進めるため、これまで「とうきょうママパパ応援事業」を推進してまいりました。また、国の法改正に先んじまして、子供家庭支援センターに専門チームを配置する「予防的支援推進モデル事業」を令和3年度から実施いたしまして、4つのモデル自治体を対象に妊娠期からの支援を行っているところです。

今後はこども家庭センター創設に向けまして区市町村を強力に支援するため、とうき

よう子育て応援パートナー制度により母子保健部門の体制を強化してまいりたいと考えています。そちらが中段の図です。

右側が、令和3年度から実施しています予防的支援推進とうきょうモデル事業です。今年度から左側の「とうきょう子育て応援パートナー事業」を実施いたしまして、母子保健部門を合わせて強化をしていくものですが、今年度につきましてはこの制度創設に向けて検討を行い、令和5年度から区市町村に展開をしていきたいと考えています。

参考として、予防的支援推進とうきょうモデル事業を下段に記載しています。

2ページ目をお開きください。こちらが今年度検討しています「とうきょう子育て応援パートナー事業」です。今年度、検討ワーキングを設置いたしまして、有識者を含めた検討を行っています。検討内容は、制度の基盤整備、制度を担う人材の役割、必要なスキル、支援対象、必要な人員体制、または共通アセスメント基準などを検討しているところです。

また、パートナー制度を担う人材の役割や必要なスキルに基づいて検証を実施するための養成プログラムについても現在検討を進めています。検討のスケジュールは下段に記載のとおり、今年度末までにかけて検討を行い、業務マニュアルを作成していきたいと考えています。

以上です。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 続きまして、医療的ケア児の支援に関する取組につきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料の3ページを御覧ください。医療的ケア児支援法についての説明です。こちらにつきましては、この資料の「立法の目的」にも記載があるとおり、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しており、適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっているということから、基本理念にありますとおり、医療的ケア児の日常生活や社会生活を社会全体で支援することや、個々の医療的ケア児の状況に応じて切れ目なく支援することなどが、国、地方団体、保育所の設置者、学校の設置者等の責務とされています。

都においてはこれまでも充実を図ってきたところではありますけれども、法の成立を踏まえましてさらに充実してきているというところがありますので、本日は事業を所管しますそれぞれの部署から現在の取組の状況について以降の資料で御説明させていただければと思っています。よろしく願いいたします。

○大村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 保育支援課です。

当方では保育所に対する支援ということで、「東京都医療的ケア児保育支援事業」を実施しているところです。事業内容としましてはこちらにありますとおり、保育所等におきまして体制を整備してお子さんを受け入れて実施していくものになっています。対象施設ということで、保育所、認定こども園等が対象となっています。補助の項目としましては、看護師の配置等をはじめ、7つの項目となっているところです。よろしくお

願います。

- 吉川福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 続きまして、学童クラブにおきましても医療的ケア児の受入れ支援事業を令和3年度から実施しているところです。こちらは事業内容に記載のとおり、医療的ケア児や重心のお子さんが学童クラブでも受け入れられるよう必要な経費を補助するものですが、国の事業を上回る取組に対して都が単独で補助するものです。

補助項目については、看護師専門知識を有する支援員などの加配、時間の延長、または送迎支援を対象にしています。

以上です。

- 鹿内障害者施策推進部障害児・療育担当課長 障害児施策推進部障害児・療育担当です。

日常生活における支援といたしまして、医療的ケア児及び重症心身障害児が放課後に安心して過ごせる場を確保するために、区市町村の実情に応じた取組を支援するものです。具体的には、看護師の専門職の配置ですとか開所時間の延長などについて補助をしています。

続きまして、医療的ケア児支援センターです。医療的ケア児支援法の第14条に基づきまして都道府県に設置できることになっておりまして、東京都でも設置場所にありますように都立大塚病院内、または多摩小児総合医療センター内に設置をいたしまして9月1日から運用を開始しています。この事業については、専門の相談員が対応して制度についての御案内ですとか関係機関との連携を図っています。お問合せ等は、電話とかウェブなどにおいて行っているところです。

以上です。

- 中村教育庁都立学校教育部主任指導主事 教育庁都立学校教育部特別支援教育課です。

都立特別支援学校における医療的ケア児の支援の充実について御説明いたします。

1点目ですが、「医療的ケアの実施体制の整備」についてです。医療的ケアを必要とする児童・生徒の入学により、ケアを実施する特別支援学校は肢体不自由特別支援学校以外にも広がっているところです。そのため、平成30年度からは都立肢体不自由校全校に、令和2年度からは肢体不自由校以外の都立特別支援学校の一部に主任非常勤看護師を配置するなど、医療的ケアの実施体制を整備しているところです。

2点目は、「医療的ケア児専用通学車両の運行」についてです。医療的ケアを必要とする児童・生徒の学習機会の確保と通学保障のため、平成30年度から都立肢体不自由特別支援学校において看護師が同乗する専用通学車両を運行しています。現在87台が運行、180名のお子さんの通学をお支えしているところですが、車内でケアが必要になる場合もあることから、引き続き、安全な環境の確保を図ってまいります。

以上です。

- 瀬川福祉保健局少子社会対策部計画課長 続きまして、少子社会対策部計画課長の瀬川より、「東京ユースヘルスケア推進事業」の説明をいたします。

中高生等の思春期は心身ともに大きく変化いたしまして、からだや性に関する悩みが増えてくる時期となります。そのような悩みにつきまして、安心して相談していただけるよう、都として相談窓口を開設するものです。

資料中段の「事業概要」の①のところに記載していますように、中学生以上の10代の若者を対象といたしまして、性を含む思春期特有の健康上の悩みに電話で応じてまいります。相談内容は多岐にわたると考えておりまして、例えば、にきび、体型、食生活、月経、性感染症、妊娠、性器のことなどがあると考えています。

この相談窓口の名称は「わかさぼ」としておりまして、ちょうど昨日開始したばかりです。この窓口を広く知っていただけるように、この資料に記載した周知用カードを都内の中学校、高校を通じて配布をしています。今後、対面やメールでの相談も受け付ける予定にしています。

また、「事業概要」の②にありますように、区市町村でもこうした思春期に関する相談や、その他妊娠適齢期や婦人科疾患等に関する相談に応じていただけるよう支援を充実させていきます。

この事業についての説明は以上となります。

○人見子供政策連携室子供政策連携推進部子供政策調整担当課長 子供政策連携室です。

「東京都子ども基本条例」に関する理解促進事業について御説明させていただきます。

「東京都子ども基本条例」では、子供があらゆる場面で社会の一員として尊重され、健やかに育つ環境を整備するという理念を規定していますが、こうした理念を実現するためには子供をはじめといたしまして全ての都民の方々の条例への理解が必要と考えています。

今年度、理解促進に向け、条例のハンドブックを作成していくこととしています。作成に当たりましては、子供の年齢や発達段階に応じて数種類作成すること、多言語対応、子供たちが作成過程に参加すること、この3つをポイントとしておりまして、子供と有識者の方々双方の意見を内容やデザインに反映していくこととしています。

なお、意見をいただく子供たちにつきましては、「子ども編集者」として公募をいたしまして、作成の企画立案段階から活動していただくこととしています。

以上です。

○吉川福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 続きまして、8ページのヤングケアラーへの支援です。

「背景・課題」にありますとおり、ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であって表面化しにくいこと、または周囲の大人からも「介護力」とみなされ、相談支援の対象として十分に認識されないことなどから、必要な支援につながりにくいと言われていきます。

また、子供自身もヤングケアラーである自覚がなく、子供家庭支援センターなどの公的機関に相談することが少なく、このため、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支

援につなげるため、区市町村関係機関と連携した体制の強化が必要であるということから、東京都といたしましては令和3年度から取組を行っているところです。

まず、令和3年度についてはヤングケアラーの実態を把握して、関係局の共通認識を深めるために庁内連絡会を立ち上げて、有識者の方からのヒアリング、または当事者からのヒアリングなどを行っています。今年度4月には、今日的課題として「ヤングケアラー」を挙げて関係局で構成する「子供政策連携推進チーム」を発足したところです。

さらに、令和4年度の新たな取組といたしまして「早期把握の強化」としてヤングケアラーを支援するための教職員の対応力向上のため、学校の役割や具体的な取組を分かりやすく記載したリーフレットの作成・活用や、教職員に助言を行う相談窓口を開設しました。

また、「多機関連携の促進」として、関係機関がヤングケアラーの認識を深め、具体的な支援につなげられるよう、必要な支援のポイントなどを記載しましたマニュアルを作成する予定です。現在、検討委員会を立ち上げて検討しているところです。

最後に、「相談しやすい環境の整備」として、ピアサポートなどの相談支援や、相談があったヤングケアラーに家事支援ヘルパーの派遣などを行うNPOの民間団体に対して支援を行うことや、SNSを活用したヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営を行う団体などを支援する補助事業を立ち上げたところです。

以上です。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 続きまして9ページ、「児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み（子供アドボケイト）について」を御覧ください。

まず、本事業の経緯ですけれども、1番の「経緯」のところに記載されていますとおり、国が子供の権利擁護につきまして令和元年にワーキングチームを設置いたしました。このワーキングチームの取りまとめなども踏まえまして、令和4年6月に児童福祉法が改正され、児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に子供の意見を聴取すること、都道府県は子供の意見表明等に向けた環境整備を行うということが規定をされています。

こうした国の動向も踏まえつつ、都の実情に応じてさらなる子供の権利擁護を図るために、児童福祉審議会に専門部会を設置いたしまして、この子供アドボケイトについて検討しているところです。

国の大きな方針なのですけれども、2の「国の方針」のところを御覧ください。都道府県等において引き続き子供の権利擁護の取組を推進するため、児童福祉法において以下を規定しているというところです。

1点目が「子どもの権利擁護に係る環境整備」、こちらはちょっと長いのですがけれども記載を紹介させていただきますと、「都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審

議会等による調査審議・意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備すること」、これを都道府県の業務としています。

2点目は「意見表明等支援事業」という新しい事業ができておりまして、「児童相談所長の意見聴取等の義務の対象となっている子どもを対象」にした事業というふうに位置づけられています。

「子供の福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）」という名称になっていますけれども、それが「意見聴取により意見または意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。」とされているところです。

「都における検討状況」ですが、右側の3を御覧ください。

まず1点目の○、児童相談所や施設、養育家庭等における意見表明支援の現状の把握、それから論点整理を行いました。

それから、2点目の○で、里子や児童福祉施設等の入所児童、それから社会的養護の関係者へのヒアリングを実施させていただきました。

こうしたヒアリングや現状の把握、それから国の方針などを踏まえまして、3点目の○ですけれども、今後①として意見表明等の理解促進、②点目といたしまして意見表明等を支援する仕組みの充実、③点目といたしまして措置内容についての児童福祉審議会への申立てなどについて整理を行っていきたいと考えています。

今後の予定ですが、専門部会におきまして検討を続け、12月に仕組みの在り方について提言案を取りまとめる予定としています。

以上です。

○榎本福祉保健局少子社会対策部育成支援課長 育成支援課の榎本です。

続きまして、「ひとり親家庭就業推進事業」について御説明いたします。

改めまして「背景」ですが、母子世帯においては非正規雇用の割合が高いという傾向がございまして、45%がパート・アルバイトの非正規雇用という状況にあります。

また、民間団体が行ったアンケートでは、今般コロナによる雇用・収入の影響があったかということで、7割の家庭に影響があったという回答もありました。

続いて、コロナの影響により、宿泊業や飲食サービス業の産業において非正規労働者を中心に就業者数や雇用者数の大幅な落ち込み、労働時間、賃金の減少等の影響が見られるというのが現在の状況です。

こうしたことを踏まえまして、ひとり親の就業先の選択肢を拡大するために今般こういったひとり親家庭就業推進事業を実施したところです。

「事業概要」といたしましては、一人一人の希望や適性に応じた就業支援を実施していくものでございまして、事前の面談等で申込者からコーディネーターという者がついて個別支援計画を策定し、その後、就職に向けてのスキルアップを図るための実践的な訓練を実施していく。その後も求人企業と被支援者のマッチングを支援し、就職後も職

場定着を支援するために不安や悩みの相談に応じていくということで、伴走型で就職前から就職後まできめ細やかに支援していくというのが本事業の特徴になっています。以上です。

- 瀬川福祉保健局少子社会対策部計画課長 最後に11ページ、「予防のための子供の死亡検証（CDR）」について御説明いたします。

これは資料の「概要」のところに記載していますが、将来の子供の死亡を減らすことを目的に子供の死に至る情報の収集、予防可能な要因についての検証、そして予防対策の提言を行うものです。

国はこのCDRに関するモデル事業を実施しておりまして、今年度につきましては9自治体が参加しているところです。都といたしましても、今年度からCDRの実施体制の構築に向けて検討を始めています。

取組内容については、資料下段の令和4年度取組に記載していますように、関係機関へのヒアリング、国のモデル事業を実施している自治体や海外事例の調査を進めています。子供の死という機微な情報を取り扱うため、あらかじめの整理を丁寧に行いながら、今後も都としてのCDRの実施手法等を検討してまいります。

説明は以上となります。

- 小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 続きまして、資料3から資料5に加えまして、事前に成川委員と松原委員から資料の御提出をいただいていますので、併せて紹介をさせていただきたいと思っております。

資料6の次に、御提出いただきました資料をお配りしています。

「意見書」と書かれていますものが、成川委員からいただきました御意見です。大きく6点の御意見をいただいています。

まず第1ですけれども、保育園の入園についてです。希望すれば誰でも申し込めるよう、基準の緩和についてということで御意見をいただきました。

第2に、保育所等を子育て支援の拠点として活用する「マイ保育園制度」を広く導入するための支援について御意見をいただいています。

それから、③のところですが、育児休業については女性の取得率が9割を超えているけれども、育児休業を取りにくい。離職する女性もいることを追記するなど、実態を踏まえた記載について御意見をいただいています。

今度は裏面にいきまして、第4のところどうきょうママパパ応援事業についてです。助かっているとの話は多く聞くが、産前産後サポートについて断る事例も発生しており、現状把握と改善についてということで御意見をいただいています。

第5に「子供の意見を聴く取り組みについて」ですが、子供の意見を取り入れ施策に反映すること、または実現は難しくても受け止めていることなどを子供たちに示すことについて御意見をいただいています。

最後に、子育て支援サービスの広報についてはまだまだサービスの認識が足りないこ

とや、改善策を計画に盛り込むことのほか、委員の皆様にも御協力をいただきながら周知してはどうかというような御提案をいただいています。

次に松原委員からの提出資料ですけれども、お手元にお配りしていますこちらの冊子です。狛江市で作成いたしました『子育てガイドブック』の最新版が出来上がったということで、委員の皆様方にお配りできないかとのお話をいただきました。本日、御用意をさせていただいているところです。

御紹介は以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

今、事務局から資料の説明がございました。この後、中間見直しにつきまして今回事務局から提案していただきました修正点や追加点、または都が取り組むべき事項などについて御意見をいただきたいと思いますが、その前に最後のところで御紹介がありました成川委員から意見書、それから松原委員から狛江市の『子育てガイドブック』を配布していただきましたので、今回中間見直しの点に関係していくことでもありますので、最初に成川委員、松原委員から補足として何か皆さん方にお伝えしたいことがおありかと思しますので、手短かに補足していただければと思います。

成川委員、いかがでしょうか。

○成川委員 ありがとうございます。

お恥ずかしい意見書なのですけれども、補足というほどのことはないのですが、後で意見としてとうきょうママパパ応援事業の点とか聞きたいことなどもたくさんあるので、そこで補足も兼ねて言えればいなと思っています。

以上です。

○山本会長 それでよろしいですか。

○成川委員 それで大丈夫です。

○山本会長 分かりました。では、全体の意見交換のときにまた挙手をしていただければと思います。ありがとうございます。

では、松原委員どうぞ。

○松原委員 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。お手元にお配りいたしました狛江市の『子育てガイドブック』という冊子ですけれども、前回の会議の中で子供家庭支援センターの利用状況について御議論がございまして、その際に事業の周知についても御意見をいただきました。

また、本日も成川委員が「情報提供と広報について」というところで触れられています。狛江市におきましては、妊娠届が出されました際に母子健康手帳と同時に子育て関係の資料をまとめた母子バッグというものをお渡ししてございまして、その中に本日お配りをしている『子育てガイドブック』も入れさせていただいています。

このガイドブックにつきましては、市内の保育園、幼稚園にも、また市外に通っている方についてもお配りをしています。この資料につきましては多分、多くの自治体で共

同ということで市の財源を使わずに作っているケースが多いと思います。このページの表紙の一番下に「狛江市×株式会社サイネックス」と書いてありますけれども、これはサイネックスという会社が広告を取りながら市の情報を入れ込んでいただきまして制作をしていただいているところです。この中には、小児科を中心とした医療機関の広告掲載も多くなってございまして、医療機関の案内にも役立っているかなと思います。

そして、妊産婦にかかわらず、行政情報をどのように届けていくかも一つの課題となっていますので、今後いろいろ議論をしていただく中で参考にさせていただければと思います。

先ほども御紹介がございましたけれども、前回の会議のすぐ後にこの最新版が完成をいたしましたので資料として提出をさせていただきました。ありがとうございます。

○山本会長 ありがとうございます。

『子育てガイドブック』の最新版ということで、今お手元で見ていただいています。この間も、子供家庭支援センターを含め、周知の問題や、これからもまたそういった点で御意見を頂戴できると思いますので御参考にさせていただければと思います。ありがとうございました。

では、約1時間弱の時間を取っていますので、ここから委員の皆様の意見を頂戴したいと思っています。

意見の前提となる質問については、適宜事務局から回答をいたします。例えば、この事業はいつから始まるんですかとか、どこが対象ですかとかといった、その意見に対しての前提の質問についてはすぐお答えいただけると思うのですが、それ以外の質問、内容的なことであったり、疑問点みたいなのところについては最後に私のほうでまとめさせていただいて事務局から回答するという形にさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、内容についてコメントや御質問のある方は、会場の方は挙手を、そしてオンラインで御参加の委員の方は挙手マークを挙げていただければと思います。私のほうでちょっと気づかないところにつきましては事務局にサポートをお願いしていますので、順番については遅くなってしまって、ずっと手を挙げているのに気がつかなかったりということがあるかもしれませんけれども、御容赦いただければと思います。

では、いかがでしょうか。

それでは、成川委員お願いいたします。

○成川委員 さっきの意見書の補足も関わっているのですが、まずお聞きしたいことがあって、とうきょう子育て応援パートナー事業についてなのですが、これはとうきょうママパパ応援事業とどう違うのかということを知りたいです。子育て支援のコーディネートをするというふうに書いてあるのですが、このコーディネートの内容もよく分からなかったもので、それも併せて聞きたいなと思います。

意見書にも書いたんですけど、とうきょうママパパ応援事業は本当に活用してい

るお母さんたちの声をたくさん聞いていて、とても役に立っているという声もたくさん聞いているんですけども、コロナ禍というのもあって事業者がちょっと対応できずに緊急性のあるものでさえ断っている状況がとても多くて、実際にサービスを受け取れていないという人もとても多いのと、切れ目のない支援ということで妊娠期から全件面接をしてとやっているんですけども、多分これは基本的に妊娠届を出したときに面接をするんですよ。

そうすると、そのときに、さっき母子バッグと松原委員からもありましたけれども、そういうのを大体もらうのですが、すごくいっぱいもらうんですよ。それで、説明もすごくいっぱいいろいろなサービスとかかれて、ちょっとよく分からないんですよ。そこで聞き漏れてしまうことが物すごく多くて、その次に全件面接するのは生まれた後の赤ちゃん訪問なんです。

でも、実際に必要な部分というのは産前産後のまさに産まれる前と産まれた後だったりするので、そこで支援に漏れていると、つい先週もそういう相談を受けたばかりなんですけれども、そこにつながるためにはやはり継続的な支援というか、サービスが必要なのかなと思うんです。

それで、ここに書いてある予防的支援推進とうきょうモデル事業は今、多分25歳以下の妊婦さんを対象にしてやっていると思うんですけども、実際この子育て応援パートナー事業というのは年齢とか区分けせずに全員にということだと思うんです。それで、妊娠期から就学前だと、心理司とかの専門的な部分というよりも、実際の地域の子育て支援の情報に精通している人でないと、なかなか支援のサービスの情報提供とかもできないと思うんです。そういった意味で、コーディネートの内容と、とうきょうママパパ応援事業の違いを聞きたいなと思って質問しました。

以上です。すみません、長くなりました。

○山本会長 これは意見というよりも、疑問点ということですよ。でも、これからもこれに関する御意見が出るかもしれませんので、一旦、引き取らせていただいて、最後に事務局のほうで確認していただくということによろしいですか。

○成川委員 はい、大丈夫です。

○山本会長 事務局、それでいいですか。今すぐ回答したほうがいいですか。

○西尾福祉保健局子供・子育て施策推進担当部長 どちらでも。

○山本会長 では、すぐお願いします。

○吉川福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 御質問ありがとうございます。家庭支援課長の吉川です。

御指摘のとおり、本当に支援が必要なその支援ニーズがある妊婦さんですとか、子育て家庭にしっかりと寄り添いながらサービスを提供していくということは非常に重要かと思っています。それが妊娠届のときからしっかりと区市町村のほうがその方のニーズを把握して適切に支援につなげていくということが今しっかりと十分にできているの

かというところ、そうではないのかもしれませんが。

ですので、これまでは相談があって初めて相談を受けるという形の体制だったんですけども、昨年度から専門チームを配置いたしまして、まずは子供家庭支援センターにその予防的な観点から活動できるスタッフを配置するモデル事業を開始しています。それで、その専任チームは母子保健部門と連携しながら支援を実施しているところです。

今年度、改めまして国のほうでもこども家庭センターが令和6年に創設することも踏まえまして、母子保健部門にさらに、今、活動されているのは保健師さんが中心となっているかと思うんですが、そうではなく様々な角度から妊娠期から、妊娠届のときから関わってニーズを把握してしっかりニーズアセスメントを行って深く関わっていく、もしくはその濃淡をつけながら関わっていくことができる体制を区市町村に配置できるように、今ワーキングで検討しているところです。

とうきょうママパパ応援事業でも、妊娠期からのサービスについては東京都独自で支援していますし、人材育成の部分も支援しているところですが、今回とうきょう子育て応援パートナーは、しっかり直営で区市町村が子育て家庭に支援できる体制を整備するために検討しているところです。

そのための人材育成というのが非常に重要で、これまで寄り添い型の支援者がしっかりその相談者ですとか妊婦さんのニーズを把握して、相手にスティグマを与えないように、相手が困る前からニーズを把握するというような、これは非常に高度な相談援助技術だとは思いますが、そういったものの人材育成もしていかなければいけないということで、今年度、養成プログラムを検討して区市町村の人材育成にも関わっていききたいというふうに考えているところです。

○山本会長 ありがとうございます。

○西尾福祉保健局子供・子育て施策推進担当部長 ちょっと補足します。

これは予防的支援のモデル事業で、3年間で4自治体に御協力いただいて開発中なんです。パートナー事業も同じで、このパートナー事業は母子保健部門を体制強化して、それで一体的支援をやっている。それで、予防的支援のほうはちょっと分かりづらいんですけども、子供家庭支援センターに体制強化してやる。

それで、少なくとも同じなのは、今モデル事業で開発中、それからパートナー事業も今ワーキンググループで開発中で、寄り添い型と言いますけれども、本当に寄り添うにはどうしたらいいかというノウハウを今いろいろ開発しているところです。それを人材育成に役立てていこう。

それで、今、区市町村さんでは狛江市さんもありましたけれども、ママパパ応援事業を活用していただいているいろいろ試みをやっています。

ただ、もう一步、何ができるのかというノウハウがまだ確立されていない世界なんです。それを東京都としてここでしっかりとノウハウを確立して、区市町村さんに広げさせていただこうというのがこの取組です。

そういうことで今、開発中で、来年度以降のところで区市町村さんに広げさせていただければと思っているところです。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

今の補足でまた少し分かったかなと思います。ここで私があまり意見を言っただけだと思ってしまうんですけども、私も成川委員と同じように、どういう形でやるのかなというのが、寄り添うと言っても妊婦さんのニーズをキャッチして適宜タイミングよく支援するというのは、誰かが助けてと言わなければ支援できないわけで、それをどう把握してやるのかなと思っていたところは多分その辺りだと思ってしまうんですけども、その部分は現在いろいろ考えて開発中ということで、東京都はもともと子供家庭支援センターという資源があって、そこに国から要求されている母子保健の合体した形で、アドバイザーではないけれども、何か寄り添う。一緒に走るというよりも、何か困ったときにすぐ言えるみたいな体制をつくりたいということだなという理解でよろしいでしょうか。

○西尾福祉保健局子供・子育て施策推進担当部長 はい。

○山本会長 ざっくりまとめてすみません。

○成川委員 ありがとうございます。今のことですごくよく分かりました。チャレンジをすごく応援しています。

それを踏まえて意見として言わせていただくと、妊娠時のニーズというのも、妊娠届のときは平気だったけれども、出産前にかけてだめになっちゃうケースも、いろいろな問題が起こるケースもあるので、そういうものを引き続き、地域でもう既にたくさん活動していっている方もいるので、新たな人材育成も大事ですけども、既にあるものをもっと活用するという意味で意見書として保育園の活用というのも述べさせていただいたので、その辺も踏まえてよろしくお願いします。

○山本会長 ありがとうございます。

では、そのほかにもまだいろいろあると思います。どうぞ、いかがでしょうか。

今、岩崎委員と安部委員の手が私の目の中に入ってきたので、まずそこをお願いします。

○岩崎委員 連合東京の岩崎です。先に発言させていただいてありがとうございます。

今、私からは質問を1つと、意見を1つということで発言させていただきます。

資料でいいますと、資料4の具体的な計画事業（案）を見てなんですけれども、まず質問のほうが目標2の2に当たるところなのですが、前回、前々回とも私から保育の質の確保の件ですとか、保育士の定着について意見を申し上げたところです。

それで、資料の8ページのところにありますように、「保育の質の確保」「保育体制強化事業」「保育人材の確保及び定着支援」「保育士等キャリアアップ研修支援事業」など具体的に事業が展開されていまして、ここは引き続きその成果の検証もされるのだろうと認識しています。

前回の質疑応答の中でも触れられていたと思うんですけども、ちょうど今年、保育士実態調査の実施年に当たっているという御回答がありまして、こういった課題に関する質問項目もあるのだろうと想定しているんですが、その結果がどのタイミングでまとまって公表されていくのかということがもし決まっていればお伺いしたいなということと、今回この計画は変更なしということで、中間見直しの時点では変更がされないというふうに認識はしているんですけども、今回調査した結果の最新データの中で、例えば緊急に修正が必要なような点が出てきたとか感じた点があった場合に、まだ検討の余地があるのかどうか、そういったスケジュール面のところも含めて教えていただければというのが質問です。

それで、意見なんですけれども、今日御説明もいただいたのですが、ヤングケアラーのところの支援でぜひ積極的に進めていただきたいという趣旨で発言をいたします。ヤングケアラーの問題については、もちろん学校の授業の学業の面とか、就職時に影響があるというのもそうなんですけれども、その先の職業生活にも大きな影響があるというふうに思いますので、私ども連合としてもヤングケアラーを地域で把握して支援につなげる仕組みづくりが必要だということで政策提言にも盛り込んでいるところであります。

今回の事業案にある新たな取組として、支援マニュアルの作成が今、検討委員会で議論されているというふうな御説明もありましたけれども、ぜひ現場で実際に活用するときに実態に即したマニュアルになるようお願いしたいと思います。

また、支援する側とか当事者だけではなくて、周辺での気づきにつながるということも非常に重要だと思いますので、マニュアルが広く活用できるように周知啓発についても言及してはどうかということと、さらにその先の視点として、実際にマニュアルを使っているいろいろな場面に対応していくと思うんですけども、ケーススタディーを基にマニュアルのバージョンアップを想定したものになるような事業展開をお願いできればという御意見です。

私からは以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

保育士実態調査の結果、そしてその結果が出たら若干見直しに反映できるのかということについてはいかがでしょうか。お願いします。

○大村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 御質問、御意見ありがとうございます。保育支援課です。

調査につきましては、今年の夏に行いました。それで、現在その集約をしているところです。今年度中に発表ということで動いてはいますけれども、今データの整理に努めているところです。その中で必要な対応がありましたら検討させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山本会長 ありがとうございます。では、結果が出まして関係するものがありましたら、

間に合えば結果を反映したいということでもよろしいですね。ありがとうございます。

ヤングケアラーについては、この後ということにさせていただきたいと思います。また御意見も出るかもしれませんので。

では、安部委員お願いします。

○安部委員 安部です。ありがとうございます。

まず資料4と5に関して4点、それから見直し全体に関して2点、コメントと質問があります。

まず1点目、医療的ケア児に関して、非常によい取組だなと思いながら見ていました。これについて、質問です。この医療的ケア児への支援に関わる都の取組の対象として児童館が入っていないのはなぜかというのを教えてください。子供たちはたくさん児童館を利用していると思いますし、先ほど松原委員からもあったガイドブックにも児童館は載っていましたので、子育て世帯にとっても、子供たちにとっても身近な存在であることは間違いないかと思います。これについて教えていただきたいのが1点です。

2点目、同じく資料5の東京ユースヘルスケアの事業に関して、こちらも非常によい資料だなと思いながら見ていました。特に性に関することはなかなか相談しにくいところから、ピアサポートがとても大事かと思うのですが、単に子供たちを事業の対象と考えているのか。それとも、ピアサポートも含んだ事業として想定しているのかというのを教えてください。

3点目、「東京都子ども基本条例」に関して、普及啓発についてというのが資料5にありましたが、資料4のほうには12ページに「東京都子ども基本条例」を踏まえた新たな取組」ということで、「子供の意見表明や参加を促進する取組、子供の権利擁護に関する取組を行う区市町村を支援する。」という新たな事業が出てきているかと思えます。これはとてもいい取組だと感じました。これに関して、意見を出すことを促進する取組と、もう一つ、意見が出た後に子供が出した意見を実現する予算があるとよいのかなと考えます。そこで、意見が出た後にその意見を実現する予算も含んでいるのかどうかというのを教えてください。

4点目は児童館に関してなのですが、資料4の14ページに「児童館等整備費補助」があるかと思えます。これは児童館のハード面の整備に対してのお金だと思うのですが、建物ではなくて機能強化のための事業というのは考えていないのかどうか。先ほどからお話が出ているヤングケアラーであるとか、あるいは子供の貧困であるとか、それから子育て期の親御さんの支援も丸ごと児童館で対応が可能だと思うのですが、その機能強化型の児童館を補助するような取組は考えていないのかどうかというのを教えていただけたらと思います。

全体的なコメントがあと2つあります。

1点目が、子供の意見表明参加に関する事業がたくさん入っていて素晴らしいと感じます「東京都子ども基本条例」や国の政策動向を見ていくと、子供の意見表明参加で子

供政策を考えていくことは必須だと思うのですが、これは一つの事業として子供の意見表明参加があることも大事ですが、それだけではなくていろいろな事業を子供の意見表明参加で貫くことも大事なかなと思っています。

例えばトイレの改修事業などがあったと思いますが、そのトイレの改修をする際に子供の意見をどう聞いているのかみたいなことも事業の中に入れ込んでいく必要があると思いますが、事業全体に子供の意見表明参加を組み込むことをもし検討いただけるならばやっていただけるといいかなと思っています。

それからもう一つ、この見直しというのはいずれ公表されると思いますが、どのような形で公表するのか。特に、子供に対して分かる形での公表というのをどう考えているのか。子供版みたいものがあったほうがいいかなと思うのですが、ぜひそれも踏まえて御検討いただけたらと思っています。

以上です。

○山本会長 いろいろ幅広くてどのようにしようかなと思いますが、テーマは多分、皆さん方も幾つか興味がおありのものもあるかと思うので、私のほうでは最後にまとめさせていただこうかなと思います。

今のところ、医療的ケア児にしても、それから先ほどの東京都のこども基本条例にしても、児童館に関してというところが共通しておりましたので、そういったところで御回答を事務局から後でいただければいいかと思っています。

あとは、最後の横断的に子供の意見を聞くというところの理念についてということと言うと、もしかしたら多分この計画の最初の策定の目指すものとか、理念、目標、視点みたいところに、ここの(4)の「子供の意見を聴く取組」にインタビュー調査の結果を入れるというところがありますので、ここの辺りなどでもちょっと触れていくかというのが解決かなと思いますが、またこのことについても事務局のほうで御回答いただければと思います。ありがとうございました。

その他につきまして、皆様方がいかがでしょうか。

では、東委員お願いします。

○東委員 丁寧な資料をいただきましてありがとうございます。私、所属は公認心理師という立場と、あとは短大のスクールカウンセラーということで参加させていただいていますが、職能団体で臨床発達心理士の事務局長も務めています。それで、これから述べますのは職能団体の意見としてお話しさせていただきます。

まず、資料をいただきまして、資料4で「△」で終了した事業について確認させていただきました。その中でちょっと注目したところが、5番目の「けんこう子育て・とうきょう事業」が終了ということで、妊産婦や子育て家庭の負担感を軽減させるためにニーズに応じた子育てスキルを提供する。それから、健やかな成長と虐待の未然防止を図る。これは大変すばらしい事業だなと、予防的な側面からして大変すばらしい事業だなと思い、臨床発達心理士としても非常に注目している事業です。この事業が今後どのよ

うな形で残っているか、これからパートナー制度等の中で含まれているのか。その辺りを質問としてお聞きしたいというところが1点です。

意見としましてはすけれども、先ほども松原委員から御紹介いただきました『子育てガイドブック』の中にもペアレントプログラムとして一部書かれています。45ページでしょうか。子育て応援プログラムですが、この中にノーバディーズ・パーフェクト・プログラムとか、それからコモンセンスペアレンティング、こういったものは私たちもよく知っているプログラムで、親子の絆づくりプログラムなどもそうです。非常に専門的なプログラムを取り入れておられるなと思いました。こういったプログラムが実際に日本にはたくさんありまして、子育て支援の現場でもいろいろなプログラムが導入されているかと思えます。

私は障害児のほうの施策で、発達障害児の施策のほうでペアレントプログラムもオンラインで今、研究をしているんですけども、そちらのほうももう既に子育て中のストレスフルな親御さんに抑鬱を軽減させる効果が出ている。これも既に実証をされているプログラムが厚生労働省のほうから推奨されています。

そういった既に効果が実証されているプログラムを取り入れていただいて、先ほどのお話ですと、今いろいろな子育て家庭支援センターのほうでノウハウを開発中というふうにおっしゃられていたと思いますが、既に厚生労働省などでも推奨されているペアレントトレーニングとかペアレントプログラム、その中にもたくさんのすばらしいプログラムがありますので、ぜひその辺りを検討の範囲内に入れていただけたらと思っています。

最後に、職能団体の代表の言葉といたしましては、こういった専門性を高めていく事業を進めていくには自治体単独で個人の先生に御依頼していくというのはかなり限界があると思います。ですから、東京にはたくさんの職能団体があります。私たち心理関係だけではなく、社会福祉関係もあると思います。いろいろな職能団体とコラボしていただくというのも、提案として最後に伝えさせていただきたいと思います。

私のほうの臨床発達心理士会のほうでもそういったことにも対応できるような体制を今つくっていますので、どうぞお声がけいただけたらと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

実際にプログラムを回していくためには、行政のスタッフだけではなくて現場で働いていらっしゃる専門家の職能団体のお力は不可欠だと思いますので、そういった方たちと連携していく施策の実践が可能になるような書きぶりであったり内容というところも今後検討していく必要があるかと思えます。ありがとうございます。

その他はいかがでしょうか。まだお時間ありますので、できる限り。

川上委員、お願いします。

○川上委員 東京都医師会の川上です。

私自身、小児科医で開業もしていますので、まさに子供たちと毎日触れ合っているところなのですが、資料5のほうにいろいろ施策を挙げていただきまして本当に東京都の気合を感じるというか、子供を守ろうという意識が強く伝わってきてありがたい限りだなと思っています。

その中で、最近話題のヤングケアラーの問題ですね。ケアラーというと、いかにも病気のある大人を介護しているというイメージで伝わってしまって、高校生ぐらいの年齢の子をイメージしてしまうかと思うんですけれども、その前段階として子供たちは保護者に病気があったりすると、自分が家から出て学校に行っている間に親に何かがあったらどうしようかという不安感を持って不登校が始まるのが結構あります。それで、この段階では多くの場合にケアラーとして認識されていません。不登校の子供として認識されてしまうんですね。

ですから、ヤングケアラーというのは分かりやすい言葉ではあるんですけども、反面、こちらが手を差し伸べる時期が遅れる可能性を持っているので、やはりヤングケアラーといったときにどういう定義をもってこの支援事業を行っていくのかということはどうも一度見直していただく必要があるかと思います。決して親を介護しているからケアラーではないという認識ですね。

それと、こういった子供を発見するために大事なのは保育園とか、特に学校が不登校の子供たちは、なぜ不登校なのかという背景をしっかりと探る力と、それを外部に、外部にというのはこういうケアをこの子供たちを支えることができるポジションの人々に情報をどう伝えていくかということがとても難しく、往々にして学校は保護者との関係性を壊したくないという理由で情報を内部で止めます。それによってなかなか社会的な支援が子供に届かないという原因になっているのは現状だと思いますので、やはりその点では教育庁のほうとも連携をして、学校の先生方にそういう子供を発見したときにどう対処したらいいか、またはそのときに学校と保護者の関係性を保つためのテクニックといったものもしっかり身につけていただくということがベースにあると感じています。これは学校医として関わっていて常に感じていることなんですけれども、これがヤングケアラーです。

それから、最後のページに子供の死亡検証、CDRについてようやく載せていただきましてありがとうございます。やはり皆さんは生きている子供のことをまず考えますので、このCDRに関してなかなか御興味と重要性というのは認識し難いかと思うのですが、こちらは不幸にして亡くなったお子さんで、子供の死というのはいろいろな場面があります。残念ですけどもあります。その全てを検証しようというのではなくて、亡くなったてんまつ、それが納得のいかない死といったときに、例えば子供さんが亡くなったとき、交通事故で病院に運ばれば当然病院の中で死亡検証が行われているわけですね。

でも、その一つの病院では状況が説明し切れない、納得できない死に対して行うのが

CDRです。ですから、子供全ての死亡を検証するのではなく、親御さんにとって納得できない場合、あるいは私たち医療者としてこの子の死というのがどうやっても説明がつかないというようなときに、その死に至った経緯等々、全てをずっと時系列も含め検証をして、同じような不幸な死を遂げる子供が出ないようにするための場なんです。

ですから、ぜひこれは早急に東京都さんに立ち上げていただいて、実はこのモデル事業の実施団体というのは書いてあります。これは、モデル団体募集のときにも医師会としては東京都に働きかけをしていたんですけれども、なかなか東京というのは逆に巨大組織なので実施まで至っていませんでした。

それと、コロナもあってそのお話をお願いした後、私どもも忙しくなってしまうのでこの件について東京都さんとお話をする時間が取れなかったんですけれども、ぜひ生きている子供だけでなく、一人の子供の死も無駄にしないという意味でのCDRというものを御理解いただいて、ぜひこの制度を具体化していただきたいとお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

ヤングケアラーについて学校の役割というところと、それから定義の見直しについて、見直しというか、定義をきちんと考えて書いたほうがいいのではないかとこのところの御意見だったと思ひます。また、CDRについては進めていってもらいたいということで、今後の期待というところがあったかなと思ひます。ありがとうございます。

オンラインで矢島委員が挙手されていますので、矢島委員お願ひします。

○矢島委員 ありがとうございます。

今回、これまでの議論を受けて、コロナ禍における家庭の変化といったところも項目立てをして、対応いただきありがとうございます。

今日の内容なんですけれども、今お話があったヤングケアラーについては私も気になっていまして、やはりヤングケアラーのケアのサポートとか社会的な支援というニュアンスがイメージとして強くなってしまっていて、本来そういう問題だけではなくて、背後にある弟、妹みたいな小さい子供のケアを親が実質放棄してしまっている状態にあるとか、あるいは祖父母の介護といったものについても親の世代ではなくて子供の世代がやったほうが生体として総合的に経済的には合理性があるといった判断で若い子供に負担がかかっているとか、そういう構造そのものにアプローチしないと、なかなかこの問題は解決しないと思うんですね。

私も介護の問題を長くやってきて、日本ではどうしても家族のうちの誰か1人が犠牲になって主たる介護者となり、あまり家族全体で協力し合わないということが昔から風土として続いている面もあります。そういうことも含めて、誰か1人が家族の中で犠牲になって介護をするのではなくて、皆さん親族と、それから社会的な介護、介護保険制度をつくって介護の社会化を進めてきたわけですから、これをしっかり活用して親族み

んなが少しずつ分担してそれぞれのライフを犠牲にすることなく両立を図るという考え方、こういったものも普及していかないとこの問題はなかなか解決しないのかなと思っています。

あともう一つ、子供の意見を聴くということの中の出前授業についてなんですけれども、中高生などについて、これからの子育て支援としてどんなものが必要かというようなことの意味を聞いていただくのもとてもいいと思うのですが、私は高校生と、その保護者の方に向けてライフプランニングという授業をしたりしているのですが、今の高校生、特に女子高生などが親御さんの世代が社会に出た当時の働き方のイメージを引きずっていて、やはりいまだに女性は妊娠・出産のときに多くが辞めざるを得ないんだ。その仕事を辞めることを前提として何か仕事を選んだほうがいいんだと、そういう考え方が根強く残っているというのを非常に感じています。

ですから、もう少し、特に高校生ぐらいからは新しい今の社会の状況、特にワークライフバランスとか、仕事と子育ての両立とか、そういった環境について情報を提供した上でそれらについてのまた新しいフィードバックを得るような、そういった働きかけをしていただけないかなということも感じています。よろしく願いいたします。

○山本会長 ありがとうございます。

ヤングケアラーについてということで、日本の介護の家族1人に負担がかかるような構造、つまり子供もしなくちゃいけないと思ってしまうし、周りもしたほうがいいというような形に押しつけてしまうしといったような形ですよ。そもそもそういうヤングケアラーを生み出さないように考えていくということも視点として必要じゃないかというところかと思しますので、ぜひヤングケアラーについては新しく入れるところですし、書き込みができればと私自身も思っています。

それから、出前授業については内容について少し補足説明していただいたほうが良いかと思しますので、後で事務局から回答をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

その他、よろしいでしょうか。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 吉田です。よろしく願いいたします。

非常に多岐にわたる制度を整理しながらまとめていただいたなと思っています。

まず資料3についてなのですけれども、これは文言の編集の仕事もやっていたのでごく気になるところで、3ページの1で「子育てと仕事との両立」ということで、「(ライフ・ワーク・バランスの状況)」と明記してあるんですけれども、一方で5ページの目標5の1のところに「家庭生活と仕事との両立の実現」という形で書いてあるわけです。多分、意味合いは同じだと思うんですけれども、そこら辺はもちろんニュアンスが違えばしっかりそこに対して説明は必要かと思しますので、同じ意味で使っているのであればしっかり整理は必要かと思しますので、もし意味合いが違うということであれ

ば後ほど説明いただければと思います。

あとは、資料4についてなんですけれども、こちらは24ページで302と書いてある部分です。「働くパパママ育休取得応援事業」ということで事業概要が書いてあるんですけれども、ちょっとそこも文言が非常に気になる場所があって、女性の従業員が今回は対象となって定額助成をするということになっているんですけれども、これは果たして女性従業員だけが対象なのかということですね。女性従業員に対して育休を1年以上取得させようという捉え方も見方としてはできてしまうので、もちろん男性が育休を取るというか、長期にわたって取るという可能性も含めて、これだとちょっとそこを阻害してしまうのではないかなと思ったので、私が思っているものと違えば説明いただきたいなというところと、やはり取得させるという言葉ですね。

育児休業を取得させる。育児休業というのは基本的には権利という位置づけなので年休とかと同じですけれども、労働者が自発的にしっかりその制度を利用して取るということなので、それを取得させるという上から目線的な表現が非常に気になってしまって、果たして「させる」でいいのか。例えば、取得できる環境を企業に対して整備させる。企業に対してはいいと思うんですけれども、そういう形で表現したほうがいいのではないかと思います。

あとは、その同じページの下から4番目です。「男性の家事・育児参画に向けた多様な主体と連携した意識改革」というところなんですけれども、この概要のところ「プロスポーツチーム等多様な主体と連携し」となっているのですが、「等」なのでいろいろな団体が含まれているとは思いますが、なぜここでプロスポーツチームなのか、非常に疑問に思うところです。

これは認識として間違えていればあれですけれども、男性のプロスポーツチームであれば恐らく全国いろいろ回りながら試合で遠征したりしていると思うんです。だから、日常的に家事・育児に携わっているのかというと、あまりそうではない職業でもあるのかなと。もちろんその中で工夫をしながらやっている方も当然いらっしゃると思うんですけれども、なぜこういうスポーツチームと連携しながらやっていく必要があるのかというところを説明していただければありがたいと思いました。

それで、その一番下です。「男性の育業応援ムーブメント」ということで、これは都知事が主体に積極的に動かれていることだと思うんですけれども、男性にとってだけ育業でいいのか。女性も育児休業は同じように取るわけですから、女性も育業じゃないかと思うんですけれども、そこら辺は都のほうで差別化しているのか、区別化しているのかというところがもし分かりましたら教えていただきたいと思いました。

最後に、資料5の医療的ケア児のところですか。医療的ケア児受入れについては促進されるべき事業だと思ってはいるんですけれども、その体制を整備していくために特に保育園も、放課後児童クラブも、その対象となる人を雇わなければいけないという状況が発生すると思うんです。そうすると、その対象となるケア児とかその保護者が当該施設

を希望してから整備するということではやはり遅いと思います。

もちろん、今回ソフト面のほうが強いと思いますけれども、医療的ケア児を受け入れるということであればフラット化したり、いろいろハード面を直さなければいけないという面も当然出てくると思いますので、その事前の準備、または職員に対しての研修などが必要になってくるだろう。ケア児受入れを表明した、ぜひ受け入れたいといった施設に対して、財政的なケアも含めてそこら辺がスムーズに展開していけるように今後対応していただければと思います。

あとは、ヤングケアラーについては私自身、3児の独り親でもあるので、恐らくヤングケアラーだったのかもしれないなというふうに反省もしつつ、ただ、一つの見方言えば、私ができない分、子供たちがしっかり生活のことを含めてフォローしてくれた。それで、生活力も今は料理をしたり、家のことを含めてかなり何でもできるようになってきているということからいけば、親だけが背負わずにやってこられたというのは一つのメリットとまではいかないかもしれないですけども、そういう状況でよかったかなとは思っています。

そういった意味では、ヤングケアラーの定義をしっかりとしていかないと、逆にそうじゃない人を巻き込んでしまう可能性もあるし、逆もあるわけですけども、そこら辺はしっかり整理をしていく必要があるかなと思いました。

長くなってすみません。以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

細かい事業の御説明、範囲を含むのかとか、この辺りは後でまた事務局のほうに回答をいただきたいと思います。

医療的ケア児についてはほかの委員からもありましたので、最後に私のほうでまとめさせていただきます。

それから、ヤングケアラーも同様に定義のことということで承りたいと思います。ありがとうございました。

では、もう1人か2人くらいですかね。どうでしょうか。

松原委員、どうぞ。

○松原委員 ありがとうございます。

資料3の1ページ、「見直しの視点」ということで、その中に「こども家庭庁設置法による影響を注視」ということで大変御苦勞いただいていると思います。各自治体もこの整合性で今、調整もしているところですけども、第1章の「計画の目指すもの」ということで2ページの「子供の意見を聴く取組」というところなのですけども、こども基本法の11条においては、子供等の意見の反映となっています。

この意見の反映というのは、聞くということ、聴取するということは大事なのですが、それをどうアクションを起こすかというところが出てくると思うんです。それで、この11条の中ではいろいろ子供や子育て当事者等の意見を聴取して反映するため

の必要な措置ということがうたわれてございまして、措置の中の例として「こどもや若者を対象としたパブリックコメント」「審議会・懇談会等の委員等へのこども・若者の参画促進」というふうにされているんです。それで、「SNSを活用した意見聴取等」ということになっているのですけれども、ここのところは「子供の意見を聴く取組」ということで、反映というところをどのように考えていくか。参画ですよ。参画は聞くということも参画ですけれども、ではいかにそれを反映するかということも大事なのかなと思います。

それから、もう一点なのですけれども、6ページの5章で「計画の推進体制」ということがございまして、ここの中では修正点がうたわれています。実はこのときの体制、このこども家庭庁設置法成立後に発信されたそのときの野田聖子大臣のメッセージの中で、首長部局と教育委員会の連携は今後ますます重要になってくるということで、先ほど教育庁との連携はどうなのかというお話もございました。これは、現在では総合教育会議というところで首長も教育委員会に対して意見を申し述べる。また、調整をすることができるということになっていますので、これはこれからもっと大事になってくるのかなと思います。この計画の中では知事部局と教育庁が連携をしないといけないことが相当入っていると思うんです。これは、推進体制の中で少しくたわれていくほうがいいかなとは感じました。

というのは、これは2期ですけれども、このもう1期前のところではもうちょっと推進体制というのは細かく出ていたのかなと、確認はしていませんけれども、そんなことがあります。ここでなくてもいいですが、どこかでうたうべきものがあれば、連携を取るということをやっていたほうが、スムーズに進むのかなと、計画のみならず実施ができるかなとは感じました。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

1点目の子供の意見を聴くだけではなくて反映させるという部分もこの「聴く」に入るのかというようなところで、先の安部委員からのお話とも関係しているのかなと思いますので、この内容についてどう書き込んでいくかという考え方をまた御回答いただければと思っています。

それから、2点目の首長と担当部局の連携や、都の場合ですと知事部局との連携などの計画の推進体制についてももう少し細かく計画に書き込んでいったほうがきちんと事業が回るのではないかと御助言だったかと思いますので、こちらについても書き込みの予定などについて御回答いただこうかと思っています。ありがとうございます。

それでは、もう大体のお時間なのですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、事務局のほうに幾つかまた御回答をお願いいたしますが、先ほど幾つかお話ししましたヤングケアラーについては定義の問題や、それから学校との連携ですね。そして、今回の取組のところに少し書き込んであるところもあるの

で、もう少し言葉を足していただきながら委員からの要望について、例えば情報を外に出すというところですね。そういう辺りをどのように考えていったらいいのかといったところや、定義のことはその構造の問題、介護のところもありますし、先ほど吉田委員から意見がありましたけれども、いろいろ多様なので、言い方はあれですけれども、そこで全部をヤングケアラーと命名してしまうのはどうなのか。いろいろな御家庭があるという部分も丁寧に書き込んでいくべきである一方で、やはり子供の権利が侵害されていて子供らしく過ごせない子供が増えているというところも忘れてはいけないかと思えますので、その辺りを少し慎重に書いていったほうがいいのかと思いますので、その部分もあるかと思えます。

ここは御回答いただくものでもないかと思えますけれども、学校との連携と、あと一つは岩崎委員がおっしゃっていた就職の機会とか、それからマニュアルを作っていくまですけれども、広く活用できる周知の仕方とか、そういったところなどについて少し担当の部局のほうで御回答いただければいいかと思っています。

それから、医療的ケア児につきましては、対象を幾つか放課後とか保育園とか学校と個別に挙げられた事業の中に児童館がないようだけれどもというところで、児童館の位置づけですね。これはもしかしたら東京都のこども基本条例のところでの児童館機能を強化することについてなどにも若干関わってくるかと思えますので、医療的ケア児の部署での御回答でなければ児童館のほうの御回答でお願いしたいかと思えます。

それから、ユースケアのピアサポート、これは子供同士の援助みたいなものが含まれているのかというところの部分や、それから出前授業についても幾つかありましたね。ここは少し口頭で補足をお願いしたいと思えます。

最後にあと2点、今ありました子供の意見を聞くというところの書き込み具合と、それから計画の推進体制ですね。

ざっくりこんな感じなのですが、どこの部局で御回答になっても構いませんので、関係しているところで少しお返事いただければと思います。まだ分からないところは分からない、今後検討は検討でいいと思えますのでよろしく願いいたします。

○吉川福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 家庭支援課の吉川です。

私のほうからは、まずヤングケアラーについてと、今、医ケア児で児童館を対象としないのかというところと、先ほど児童館の機能強化についても御意見、御質問がありましたので、そちらの辺りを回答したいと思っています。

まずヤングケアラーについてですが、先ほど来その定義づけの課題などがあります。国のほうも明確に示されているわけではありません。

あとは、私たちのほうでは、介護だけ、または家事援助だけをやっているケアラーだけが支援の対象となると限定的に捉えているわけではございません。今マニュアルを検討している検討委員会のほうでもいろいろと御意見がございまして、なるべくいろいろな支援機関、大人が関わる機関でヤングケアラーを早期に発見するためのチェックリス

トも今回このマニュアルの中に落とし込もうと考えています。そこには恐らく不登校だったり、その傾向、予兆が見られるような、ヤングケアラーというふうな形で定義づけられなくても、ささいな子供のSOSなどをしっかり把握できるようなチェックリストなどもマニュアルに落とし込んで示していきたいと考えています。

また、先ほど来、子供がヤングケアラーというふうに意識していない、もしくは必要な家庭での家事のお手伝いですとか、生活の場面での親への支援などを含めてヤングケアラーすなのかどうかというところも御意見がありましたけれども、私たちも子供の意見、意向をしっかりと確認した上でヤングケアラーの支援につなげていくという形で今、関係機関と連携して取り組みたいと考えておりまして、そちらは検討委員会のほうでも御意見をいただいていますので、マニュアルのほうに子供の意向、意見を確認しながらどういった支援が必要なのかというところも確認できるようなフロー図というか、支援の流れを構築していきたいというふうに考えていますので、今回のこちらの計画の見直しの中でも丁寧にその辺りは触れていきたいと考えています。

あとは、ヤングケアラーの支援では学校との連携は当然、学校、保育園からの発信というのがあるのかと思いますので、マニュアルだけではなくて関係機関が連携できる体制についてもこれから考えていかなければいけないのかなと思っていますが、まずはマニュアルの中で関係機関との連携の方法、体制などについても触れる予定ですので、そういった検討も踏まえましてまたこちらの計画の中にも落とし込んでいきたいと思っています。

それから、児童館についてです。医ケア児の受入れについての御質問ですが、私ども放課後の児童の居場所について、まずは親の就労支援という視点から学童クラブを優先して必要な支援を昨年度からしているところです。児童館の放課後の受入れとして、どのくらい医ケア児、障害児の方が御来館されているのかどうかというのは、区市町村のほうにも実態を確認しながら私どもも検討していきたいと思っています。今、そういった視点で、まずは学童クラブという形で親の就労支援という視点から支援をしたところです。

また、児童館の機能強化というところでは今、国の社保審のほうで検討している最中で、ワーキングも設置しているというふうに聞いています。今後、児童館の機能拡充に当たってはそちらの検討状況も注視しながら、私どもも計画のほうに落とし込めるものは落とし込んでいきたいと考えていますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○瀬川福祉保健局少子社会対策部計画課長 続きまして、ユースヘルスケアについて御回答申し上げます。

先ほど説明いたしましたように、思春期の若者にとって必要な体の特徴、性に関する正しい知識が必ずしも十分でないという実態があります。ですので、都といたしましては専門家による相談事業をしっかりと立ち上げて、これをまずは軌道に乗せたいというふうに考えています。

それで、委員がおっしゃったようにピアサポート、同じ境遇にある者同士での助け合いという視点も非常に大事かと思うのですが、なかなかこれも難しい部分もあるのかなと思いますので、まずは今、立ち上げた相談事業をさらに発展させていく。その中では、当事者である若者の意見も十分反映しながらこれから研究していきたいと考えています。

以上です。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 では、私のほうから、まず子供の意見を聴く仕組みにつきましては別途、本計画に関連した資料を用意していますので、それを後ほど御説明させていただきたいと思います。

まず推進体制について御意見をいただきました。ありがとうございます。本計画におきます推進体制につきましては、基本的にはお手元にお配りしています計画書でいきますと168ページに記載の部分になっています。それで、ここをどういうふうに変更するかという変更案につきましては、今年度最初の会議でお示しをさせていただいたところですが、御指摘いただきましたように庁内各局の連携の強化ですとか、特に知事部局と教育庁との連携の強化ということにつきましては、まさに連携の強化を一つの目的として子供政策連携室ができ、また、子供政策総合推進本部が新たに立ち上がっていますので、より強化した形でこちらについてはお示しできるかと思っているところです。

それから、文言のところで、子育てとの両立と家庭生活との両立というところで御指摘をいただいています。子育てとの両立のところはデータのところでございまして、実際に子育てとの両立に関するデータなどをお示しして両立状況を押さえているというようになっているところでございまして、その後の目標のところにつきましては性別にかかわらず、また仕事だけでなく、子育て等を含めた家庭生活全般を充実して送ることができることを目標にしていますので、それを踏まえまして目標については家庭生活と仕事の両立というふうに広く使い分けをしているところです。

意見を聴く仕組みにつきましては、後ほどの資料のところで御説明をさせていただければと思っています。

○山本会長 ありがとうございます。

あとは、吉田委員から御質問がありました302番とか309番の事業の書きぶりという部分なのですが、これはどうですか。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

本日、この事業につきましてそれぞれ所管しているところは欠席させていただいていますので、いただきました御意見につきましてはまた共有させていただければと思います。御意見ありがとうございます。

○山本会長 ということで、またお返事いただくということでよろしく願いいたします。

そのほか、あとは医療的ケア児の先ほどの児童館については、まずは就労支援ということで学童をというところだったのですが、そのほかに例えば今ちょっとありましたけれども、受入れがあつてからではなくスムーズに支援をしていただくというところでも対応していくということを検討していくのかなと思います。

そのほか、私が忘れていたところはありましたか。

では、先ほどの意見もありました子供の意見を聴く取組についての部分ですね。皆様方の意見と質問にも少し関係していますので、説明をお願いしたいと思います。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、資料6「子供の意見を聴く取組について」というところを御覧ください。

これは安部委員から御質問のありました区市町村の取組の支援とは別に、これは本計画の策定に当たって行っていく子供の意見を聴く取組の部分になっています。

それで、以前大きな枠組みを御説明させていただきましたとおり、「出前授業」と「子供の居場所インタビュー」の2つを考えておりました、そのうちの出前授業についての現在の進捗状況といえますか、検討状況について御説明をさせていただきます。

出前授業の「実施目的」ですけれども、学校の授業における子供との質疑応答や意見交換を通じて、子供・子育て支援に関する都の施策について子供からの御意見を聴取したいというふうに考えているところです。

計画への反映ということになりますと、第3章の「子供・子育て支援施策の具体的な展開」のところにコラムとしてどういった御意見があつたのかを反映していくということを考えています。

「実施手順」ですけれども、各学校に赴きまして趣旨の説明、都の取組の説明などを行い、グループワーク、ワークシートの記入などを行った後、意見発表ですとか意見交換、そして公表という手順で考えています。

「テーマ」につきましても、一番下に書いてあります5つのテーマを想定しているところです。

「更なる子育て家庭への支援に必要なこと」を高校、「今後求められる保育サービスの充実」を中学校、「子供を伸ばす教育・体験機会の充実」を小学校、「誰もが安心して過ごせる子供たちの居場所づくり」を特別支援学校、それから「ヤングケアラーへの支援について」は高等学校ということで予定をしています。現在、それで教育庁の御協力をいただきまして調整を進めさせていただいているところです。

次に、右側の「子供の居場所インタビュー」調査につきましてですけれども、これは委託で行うということで御説明をさせていただきました。現在、事業者が決まりまして実施する場所ですとか質問項目の詳細、具体的な検討を進めているところです。

それで、導入の手順ですけれども、まず趣旨の御説明などを始めた後、インタビューではアイスブレイクとして子供たちの「最近の関心事」などから質問を始めまして、ふだんの「子供の居場所」や「学校生活や家庭に関すること」、それから「新型コロナウ

イルスの感染拡大による子供の日常生活への影響」などについて質問していくという流れで予定をしています。

それで、この意見を集約した結果につきまして、計画においてどのように取り扱っていくのかというところですが、計画の第2章の「東京の子供と家庭をめぐる状況」に子供の状況として掲載をしていきたいと考えています。

なお、このインタビュー調査の実施に当たりましては、質問の項目ですとか調査手順、または調査員の研修、マニュアルなどの内容につきまして、具体的にまた御助言いただきたいと思っています。以前も一回、会長から御指名いただきまして委員にヒアリングをさせていただきましたが、また詳細が決定するに当たりまして御協力をいただければと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あわせて、これとはちょっと違うのですが、安部委員から御質問のありました区市町村に対する補助事業の部分です。この事業につきましては、事業の子供の意見を聴くだけではなくて、それを反映する予算がどうなっているのかという御質問だったと思うのですが、補助事業の対象としては意見表明、それから参加を促進する取組をつくる。そこを直接的な補助の対象というふうにしています。

それで、意見をどのように反映させていくかということについては、意見を聞く目的がいろいろあると思っておりまして、安部委員からも御指摘がありましたけれども、本計画のような例えば計画に反映していくというようなものと、個々の事業において反映していくというものがあるかと思います。

それで、これは意見を聴く仕組みをつくっていくという部分についての補助事業ですので、その意見をそれぞれ個々の事業で反映させていくのか、どうするのかというのはまたつくられた仕組みの目的に応じてそれぞれに措置されていくものかなと考えています。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

そうすると、先ほど矢島委員からの御意見としてありました、高校生に対してライフプランニングというか、今後子育てとか家庭の支援という中でやめなければいけないとか、そういう親が考えているようなところが随分世界が変わってきたよとか、今は共働きのほうが増えている状態ですので、そういう中でどういうふうな支援が必要なのかというところも含めてお話をしていただけると感じですね。その部分は含まれるということでもよろしいですね。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

最近の動向等を踏まえて皆さんに考えていただくという形になりますので、当然そういった内容で高校生にアプローチしていくということにはなるかと思います。直接保護者にはアプローチする機会はないので、その部分ではこの計画の出前授業という中では十分にお答えできないかと思いますが、直近の状況ですとか動向などを踏まえて、高

校生とはお話ができればいいなと思っています。

○山本会長 分かりました。ありがとうございます。いろいろな方法で周知していくところはまたやっていくことかと思えます。

それでは、大体今日予定したところは終わったのですが、湯澤先生から最後にどうですか。

○湯澤副会長 今日は、委員の皆様は本当に幅広く守備範囲がございまして、様々な観点から御意見をいただけたことは大変よかったと思っています。ありがとうございます。

私のほうから1点気になった点としまして、今日資料4をいただいて、本当にこれだけの事業の展開をしていただいているということを改めて認識をしたのですが、この目標値を見直しの段階でどういうふうに評価していくかといいますか、その辺りが1点気になったところです。

それで、こちらは総合計画の222と223ページに目標を掲げている取組の一覧がございまして、それと資料4を突き合わせて本当に雑駁に外観してみたところ、平成30年度の実績はこちらのほうに載ってしまっていて、令和3年度の実績は今日の資料4に載っているのです。そこを比べてみると、平成30年から令和3年で実績を上げている項目もあれば、一方でその変動を見ると、数値で減少しているような事業も見られました。

例えば、46番のファミリーサポートのところは提供会員数は若干ですが減っている。48番の一時預かり事業も利用児童数は減っていて、205番の専門機能強化型児童養護施設の数も減っています。それから、218の母子・父子自立支援プログラムの策定自治体数は19区から13区に減少しているようです。

このようなところをどういうふうに見て考えていけばいいのかというところで、30年と令和3年度のところの比較は必要なのかなと、各部署ではやっているといると思うのですが、その比較は必要かなと思ったところです。

あとは、目標値と実績のところ、この中間段階でもすごく幅があって、まだまだだなというようなところであるとか、あるいはこのコロナ禍と、それから物価高と、エネルギー貧困といいますか、光熱水費が高い。こういうような状況の中で、やはりここは重要だというような事業をどういうふうの実効性を高めていくのかという観点で見ていくことも必要なのかなと思いました。

例えば、101番の病児保育はやはりすごくニーズが高いものであると思うのですが、平成30年に150か所で、令和3年で159か所と9か所増えたわけですが、事業目標は187ですのでまだまだ広げていかなければならないときにどういうことができるかとか、あとは219番の高卒認定の試験の合格支援事業ですが、これも独り親の方々にとってすごく重要なものですから、なかなか事業を展開するのに工夫が必要などころもあって、19区から13区に減っていて、でも目標値は62区です。

それで、私の知っているところだと、調布市などがとても工夫してこの事業を活用していたりするので、自治体の中でグッドプラクティスがあるものを見ていくというよ

うなことも必要なと思いました。

それで、コロナ禍というところではやはり住宅のところもすごく重要なニーズになってくるかと思いましたが、事業の最後の338番が子育て世帯に配慮した住宅の供給促進の目標値が立ってしまっていて、認定戸数が平成30年は1,189で、令和3年は1,678で、目標値が1万戸となっているというようなところも、どんなふうに促進していけるかというようなことも今後皆さんと一緒に考えていければいいかと思いました。

すみません、長くなりました。以上です。

- 山本会長 ありがとうございます。前回のものと今のものの間の違いを見ながら、丁寧にまた書き込みを加えていくというところの視点は大事だと思いますし、または今、御指摘がありましたように、コロナ禍、円安とか物価高とかいろんな逆境の環境の中で、でも必要とされているものをどういう形で工夫して増やしていけるのかというような視点は、子供たちのためにという思いをどのくらい持っているかということにもつながっていくと思いますので、どういう形で書けるかは分からないですけれども、忘れないでいたいな思っています。ありがとうございました。

最後にオンラインの河邊先生、もしよければ一言お願いできますか。

- 河邊副会長 ありがとうございます。

今日は委員の皆様のおかげで、ヤングケアラーとか、ピアサポートとか、子供に聴くとか、自明のここのようにして使っている言葉に揺さぶりをかけていただきましたし、問題に対処するような施策だけではなくて構造的な問題をどう解決するのかというところに踏み込めという御意見をいただいたので、とてもいい意見交換だったなとお聞きして思いました。

そしてまた、東京都のほうも現代的な課題にどんどん取り組んで新しい事業を立ち上げてくださって、心から感謝申し上げます。

以上です。

- 山本会長 ありがとうございました。

では、もしなければ今日予定したところは終わりです。今後のスケジュール等、事務局のほうからありましたらお願いします。

- 小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 本日もお忙しい中、貴重な御意見をたくさんいただきましてどうもありがとうございました。

次回は既に候補日としてお伝えさせていただいていますとおり、12月26日月曜日の10時から第25回全体会議を開催させていただく予定です。

なお、本日の配付資料につきましてはお持ち帰りいただいても構いませんけれども、いつもどおり机上に置いておいていただければ後日郵送させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

- 山本会長 ありがとうございました。

それでは、第24回の「子供・子育て会議」を終了したいと思います。この後もし御意見とか御質問とか追加で言い忘れたとかありましたら、また次回に向けて意見書なり提案していただければ結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、皆様、長時間どうもありがとうございました。これで終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時51分

閉 会